

第10章 難病・在宅ケア・原爆被爆者

難病

難病は、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものである。そのため、難病患者及び家族の身体的、精神的、経済的負担は大きいものとなる。

良質かつ適切な医療を確保するための経済的支援として、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病（平成30年4月現在、333疾病）の患者への医療費助成を行っている。また、「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病（平成30年4月現在、756疾病）の患児への医療費助成を行っている。

療養生活の維持向上を図るため、保健所では、医療費助成申請時の面接や随時の相談、家庭訪問、難病セミナー等を実施している。関係機関が互いの機能と役割を共有するためのツールとして、難病患者が利用できる保健医療サービス及び関連する社会資源を「難病患者支援連携ブック」としてまとめた。

原爆被爆者

保健所では被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実等QOL向上のために、医療の給付や各種手当への支給及び健康診断を実施している。平成30年度における管内の健康診断の受診状況は、定期健康診断は上期3人、下期3人、希望による健康診断は0人、がん検診は2人受診という結果であった。なお、管内の手帳所持者は、平成30年4月1日時点で16人である。